札幌市地域活動支援センター等物価高騰対策特別支援金交付要綱

令和８年５月13日
保健福祉局長決裁

（目的）

第１条　本事業は、物価高騰の影響により、食材料費及び光熱費等の負担が増加している地域活動支援センター等に対し、地域活動支援センター等物価高騰対策特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、地域活動支援センター等の運営安定化を図り、利用者に提供するサービスの質を維持し、利用者が安心して継続的に地域活動支援センター等を利用できる環境の整備に資することを目的とする。

２　補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　地域活動支援センター等は下記ア、イ、ウのいずれかに該当するものをいう。

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する地域活動支援センター、福祉ホームをいう。

イ　札幌市から障がい者地域活動支援センター運営費補助金の交付決定を令和７年度において受けている地域活動支援センター(いわゆる就労者支援型)をいう。

ウ　札幌市から障がい者地域共同作業所運営費補助金の交付決定を令和７年度において受けている地域共同作業所をいう。

⑵　居住系事業所　第１号のうち、福祉ホームをいう。

⑶　通所系事業所　第１号のうち、地域活動支援センター、地域共同作業所をいう。

２　前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定めるところによる。

（交付要件）

第３条　交付対象は次の各号全てを満たす札幌市内の地域活動支援センター等とし、申請者は当該地域活動支援センター等を運営する法人とする。申請者は、第１条に示す本事業の目的を十分に理解し、本支援金を目的に沿って適切に運用する意思があること。

⑴　令和８年１月１日までに事業を開始し、地域活動支援センターは障がい者地域活動支援センター運営費補助金の交付決定を、福祉ホームは福祉ホーム運営費補助金の交付決定を、地域共同作業所は障がい者地域共同作業所運営費補助金の交付決定を令和７年度において札幌市から受けていること。

⑵　令和８年１月１日時点で、事業を休止しておらず、申請日時点で廃止又は休止していないこと。

⑶　光熱費等においては、令和８年度に北海道が実施する「医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業（障がい分）」の交付対象になっていないこと。かつ、同一建物内における一般・特定・障害児相談支援事業所等についても交付対象になっていないこと。

⑷　食材料費においては、令和８年度に北海道が実施する「医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業（障がい分）」の交付対象になっていないこ

と。かつ、利用者への継続的な食事提供を行っていること。

（交付金額）

第４条　交付する支援金の額は、サービス種別ごとに、次に掲げる各支援単価に、令和８年１月１日時点における地域活動支援センター等の利用定員数を乗じて得た金額とするまた、定員の定めがない地域活動支援センター等については、令和６年６月から11月までにおける平均通所人数を四捨五入したものを利用定員数とする。なお、平均通所人数は札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱（平成19年（2007年）3月27日保健福祉局理事決裁）別表の規定によるものとする。

⑴　光熱費等

居住系事業所　支援単価　２１，０００円

通所系事業所　支援単価　１２，０００円

⑵　食材料費

居住系事業所　支援単価　１８，０００円

通所系事業所　支援単価　　６，０００円

（交付申請）

第５条　申請者は、交付申請書（様式１）を市長に提出するものとする。

２　申請受付期間は、原則、要綱施行日から令和８年５月22日までとする。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合に限り、受付期間経過後も申請を受け付けることがある。

（支援金の交付）

第６条　市長は、前条の申請を受けたときはその内容を精査し、予算の範囲内で支援金の交付を決定する。支援金の交付を決定したときは決定通知書（様式２）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、交付決定後、前条の申請の際に届け出た口座に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　第３条に掲げる交付対象の要件を満たさないと市長が認めたとき。

⑵　虚偽の申請内容により支援金の交付を受けたとき。

２　市長は、返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から 納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１９条第１項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（違反等による交付決定の取消し）

第８条　市長は、申請者が規則第１７条第１項のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（調査等）

第９条　市長は、支援金の交付に関する事務を適正に実施するために必要と認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は調査を行うことができるものとする。

２　支援金の交付を受けた者は、前項の書類の提出や調査に協力しなければならない。

（委任）
第10条　この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和８年５月13日から施行する。
２　この要綱は、令和９年３月31日をもって、その効力を失う。